

Successful REACH registration confirms no risk related to the use of ATO

REACH登録成功 — ATO使用によるリスクはないことが確認

国際アンチモン協会 (i2a) 会員は2010年がREACH登録期限である金属アンチモン、三酸化アンチモン (ATO)、ヘキサヒドロキソアンチモン酸ソーダ (SHHA) の登録を首尾よく開始した。先導的に共同提出される書類には化学物質安全性報告書のパートB、(物理的状态、不純物レベルに応じた)すべての化合物についての分類・表示、(理論的根拠に基づく)研究概要が含まれる。一方、会員が個別に提出する書類には用途、トン数帯などの企業情報、化学物質安全性報告書のパートA、安全な使用に関するガイダンスが含まれる。これら3種類の書類においては、すべての用途についてそれぞれの暴露シナリオの条件の下で消費者、生活環境、労働者に対する安全性と環境に対する安全性が分析されている。顧客は拡大安全性データシートを通じて完全な暴露シナリオを入手することになる。ATOのREACH文書では2008年にスウェーデンが公表したEUリスクアセスメント・レポートの結果が確認されている。ATOについて現在入手可能な科学的証拠に基づけば、化学的に不活性のATO微粒粉末が肺に過負荷効果を引き起こすことは事実だ。しかし、それは通常の職場環境(職業暴露限度 $0.5\text{mg}/\text{m}^3$)では起こり得ない、濃度が($5\text{mg}/\text{m}^3$ 以上のような)極めて高い場合である。粉末がプラスチック、ゴム、繊維に封入されている場合、またはPET触媒のように異なるアンチモン化合物に化学反応した場合などでは吸入リスクはありえず、あらゆる川下ユーザーに対して安全な使用を保証することができる。

Companies have a choice between Membership and a Letter of Access

2つの選択肢 — i2aへの加入と利用権の購入

アンチモン3物質のREACH登録が開始されたことから、これらの登録を希望する企業は必要なデータをi2aから購入することができる。希望する企業にはi2a会員になるか、データ利用権を購入するかの選択肢がある。条件や価格についての詳細情報はi2aのウェブサイトから入手できる。主要な市場参加者には責任を共有するためにi2a会員になる選択肢を推奨する。i2aとその会員は規制問題を非常に深刻に受け止めており、REACH目的のみならず世界の規制/法規に適合するために科学的な研究への投資を継続している。i2aはREACHの要請に従って、我々の資金協定が常に公平、透明、無差別待遇であることを保証する。

Notification of classification to ECHA

欧州化学庁への分類の届け出

アンチモン3物質それぞれの(物性、不純物レベルに応じた)分類はi2aウェブサイトから入手できる。これらは合法的及び我々独自の分類で、会員のニーズを網羅している。2010年にREACH登録する企業は自社製品の分類をECHA(欧州化学庁)のCLP(分類・表示・包装)目録に個別に届出する必要はないが、2010年以降に登録しようとしている企業は自社製品の分類を2011年1月3日までに個別に届出が必要があることに注意を要する。我々のウェブサイトECHAへの分類・表示の届け出に関する情報を定期的にチェックするよう推奨する。アンチモン3物質それぞれのSIEF(物質情報交換フォーラム)のすべてのメンバーに対して、登録開始を知らせ、届け出手続を説明するeメールが配信された。

i2a continues to argue against a proposed wider RoHS ban including ATO

i2aはATOをRoHSの規制対象とする提案に反対する

i2aニューズレター2009年12月号で報告した通り、三酸化アンチモンはEC(欧州委員会)による電気電子機器における特定有害物質の使用制限に関するEU指令(RoHS)の修正案には含まれていない。RoHS修正案は第一読会で合意されれば、2010年末までに欧州議会、欧州理事会で採択される予定になっている。欧州議会、欧州理事会、欧州委員会では欧州議会のJill Evans議員(英国代表で欧州緑の党・欧州自由連盟グループ所属)の提案から付属書Ⅲを削除すべきかどうかについて議論が続けられている。付属書Ⅲは4年後までにRoHSリストに含められる可能性がある候補物質のリストである。欧州委員会のJanez Potocnik環境担当委員から9月1日付で以下の内容の書簡を受け取った。「ATOは委員会が2008年12月に提案した付属書Ⅲのリストには含まれていない。委員会は環境及びヒトの健康が高度な水準で保護されることを保証するために、RoHS指令における有害物質の如何なる制限措置も根拠に基づく必要があるとの見解を維持する。委員会は修正案の提出に際して、入手可能な根拠によれば三酸化アンチモンを付属書Ⅲに含めることは正当化できないとの感触を持った」。従って、i2aは技術的な評価基準と科学的な研究が将来、どの物質をどの用途に使用するかを決定する際の基礎となるという基本原則を堅持する。

SCHER opinion on the use of ATO in toys

ATOの玩具への使用に関する欧州科学委員会(SCHER)意見

欧州委員会の修正玩具指令(2009/48/EC)は発癌性分類1,2,3に分類される物質を玩具の製造に使用することを禁止している。これは吸入発癌性分類が3である三酸化アンチモン(ATO)が玩具に使用できないことを意味する。ATOは吸入暴露が禁じられているプラスチック製または繊維製玩具に封入されているため、i2aは欧州委員会に対し健康及び環境リスクに関する科学委員会(SCHER)でATOを再評価し、禁止対象から除外するよう要請した結果、科学委員会はATOの玩具への使用可能と認めた。SCHERの見解は2010年8月半ばに公表され、9月に産業総局の欧州加盟国専門家委員会で討議された。SCHERは「肺で観察されたATOの発癌性は微粒子効果とみなされ、そのことによって接触暴露や経口暴露には適用されない。従って、発癌性・変異原性・生殖毒性(CMR)要求は玩具には適用されない。何故なら、子供は玩具を通じてATO微粒子に暴露しないからである」と正確に結論づけた。

Upcoming events

今後の予定

2011年3月16日 : i2a理事会(BOD)(於;ロンドン)

2011年3月17日 : i2a総会(GA)(於;ロンドン)

i2a Contacts

i2a連絡先

役 職	氏 名	電子メールアドレス	電話番号
理事会議長	CA Rougier	charles-antoine.rougier@sudamin.com	+33 (0) 1 4771 1616
総会議長	Geert Krekel	geert.krekel@campine.be	+ 32 (0) 1 4601 549
事務局長	Karine Van de Velde	kvdv@antimony.be	+ 32 (0) 3 297 60 92
総務部長	Nathalie Francis	nathalie@antimony.be	+32 (0) 2 762 30 93
科学部長	Anja Hlade	anja@antimony.be	+32 (0) 2 771 26 68